

掲示期間 12.26 - 1.4

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 59 号

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から同月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長の給与の支給額を減額するため、新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(俸給月額の特例)

第2条 特例期間における市長に対する俸給月額の支給に当たっては、特別職給与条例第2条第1号に規定する俸給月額から、当該俸給月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。